

綾瀬市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

綾瀬市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う団体に対し補助を行うことについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学童 小学校1年生から小学校6年生までの児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童をいう。
- (2) 施設 放課後児童健全育成事業を行うための施設をいう。
- (3) 団体 綾瀬市学童保育連絡協議会に加盟し、放課後児童健全育成事業を行うものをいう。
- (4) 指導員 綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年綾瀬市条例第28号。以下「条例」という。）第10条に定める放課後児童支援員及び補助員をいう。
- (5) 支援単位 条例第10条第4項に定める放課後児童健全育成事業を行う支援単位をいう。

（補助対象）

第3条 補助金の交付を受けることのできるものは、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 1支援単位当たりの学童の数が5人以上であること。
- (2) 開所日数が1支援単位当たり年間250日（市長が適当と認める場合は、200日）以上であること。
- (3) 1日の開所時間が、小学校の休業日以外の日は3時間以上、小学校の休業日は8時間以上であること。

（補助額等）

第4条 補助額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

- 2 補助金の額は、前項の規定に基づき算出した補助額と団体の当該年度予算の総事業費から保育料収入及びその他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、団体の前年度繰越金額が第1項の規定に基づき算出した補助額の2分の1の額を超える場合には、前年度の総事業費から保育料及びその他の収入額を控除した額を上限とする。

(申請方法及び提出期限)

第5条 学童保育支援費又は施設支援費の交付を受けようとする団体は、放課後児童健全育成事業補助金（学童保育支援費・施設支援費）交付申請書（第1号様式）に規則第4条第2項各号に掲げる書類及び次に掲げる書類を添付し、交付を受けようとする年度の4月30日までに申請しなければならない。ただし、年度の途中に団体が新設された場合又は支援単位の分割があった場合については、申請の期限を別に定めることができる。

- (1) 団体の規約等
 - (2) 役員名簿
 - (3) 学童名簿（第2号様式）
 - (4) 指導員名簿（第3号様式）
 - (5) 保育できないことを証明する書類（就労証明、診断書等）
 - (6) 施設の案内図及び平面図（家具等の配置及び寸法が表示されているもの）
 - (7) 施設の賃貸借契約書の写し
 - (8) 損害賠償保険の証書の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 障害児受入推進費の交付を受けようとする団体は、放課後児童健全育成事業補助金（障害児受入推進費）交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添付し、交付を受けようとする年度の4月30日までに申請しなければならない。ただし、年度の途中に障害児が入所した場合は、申請の期限を別に定めることができる。
 - (1) 療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書又は医師、児童相談所等が発行したこれらと同程度の障害を有していると認められる書類の写し
 - (2) 障害児を受け入れるための専任指導員名簿（第5号様式）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
 - 3 環境改善支援費のうち、転居等支援費の交付を受けようとする団体は、放課後児

童健全育成事業補助金（環境改善支援費（転居等支援費））交付申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長の定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 施設の案内図及び平面図
- (2) 施設の賃貸借契約書の写し
- (3) 敷金、礼金及び手数料に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 環境改善支援費のうち、増改築等工事費の交付を受けようとする団体は、放課後児童健全育成事業補助金（環境改善支援費（増改築等工事費））交付申請書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長の定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 施設の平面図、設計図等
- (2) 見積書又は工事請負契約書等の写し
- (3) 施設の賃貸人の同意書（施設を賃貸借契約している場合）
- (4) その他市長が必要と認める書類

5 指導員研修費の交付を受けようとする団体は、放課後児童健全育成事業補助金（指導員研修費）交付申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長の定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 研修修了報告書
- (2) 研修修了を証明する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

6 第3項及び第4項の規定による申請は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、当該年度において1回とする。

7 第1項第1号、第2号若しくは第4号又は第2項第2号に掲げる書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに書面にて報告しなければならない。
(交付条件)

第6条 補助金の交付を決定する場合には、規則第6条各号に掲げる条件を付するものとする。

(決定通知)

第7条 規則第7条の規定による通知は、放課後児童健全育成事業補助金（変更）交付決定通知書（第9号様式）によるものとする。
(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、前条の通知を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(変更等の申請)

第9条 規則第6条第1号及び第2号の承認を受けようとする場合は、放課後児童健全育成事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第10号様式）に変更する補助区分、変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した申請書に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 第5条第1項（学童保育支援費に限る。）及び第2項の規定に基づく補助金の交付決定を受けた団体は、放課後児童健全育成事業補助金実施状況報告書（第11号様式）に学童の出席簿を添付し、各四半期終了の翌月10日までに報告しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 第5条第1項及び第2項の規定に基づく補助金は、年額を交付決定し、四半期に分けて所要額を交付する。ただし、同条第1項ただし書又は同条第2項ただし書に規定する場合に該当したときは、その日の属する月から月割計算で交付決定し、所要額を交付する。

(実績報告)

第12条 第5条第1項及び第2項の規定に基づく補助金の交付を受けた団体は、放課後児童健全育成事業補助金（学童保育支援費・施設支援費・障害児受入推進費）実績報告書（第12号様式）に次に掲げる書類を添付し、当該会計年度終了後の4月30日までに事業の実績を報告しなければならない。

(1) 事業実績内訳書

(2) 収支決算書

2 第5条第4項の規定に基づく補助金の交付を受けた団体は、放課後児童健全育成事業補助金（環境改善支援費（増改築等工事費））実績報告書（第13号様式）に次に掲げる書類を添付し、当該工事完了後30日以内に当該工事の実績を報告しなければならない。

(1) 増改築等工事に係る領収書の写し

(2) 写真（現況及び完成）

(3) その他市長が必要と認める書類

(書類の整備等)

第13条 この要綱による補助金の交付決定を受けた団体は、補助事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年9月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年5月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助区分	科目	補助対象経費	区分	補助額（年額）
学童保育支援費	基本額	人件費及び学童の教材、保険料、施設等に係る経費	条例第10条第2項本文のとおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2人以上配置し、1支援単位の年間開所日数が250日以上の場合	1支援単位当たり 学童数 19人以下 4,615,000円－(19人－学童数)×30,000円
				1支援単位当たり 学童数 20人以上35人以下 6,939,000円－(36人－学童数)×27,000円
				1支援単位当たり 学童数 36人以上45人以下 6,939,000円
				1支援単位当たり 学童数 46人以上70人以下 6,939,000円－(学童数－45人)×85,000円
				1支援単位当たり 学童数 71人以上 4,740,000円
		条例第10条第2項ただし書又は同条第5項のとおり放課後児童支援員及び補助員を配置し、1支援単位の年間開所日数が250日以上の場合		1支援単位当たり 学童数 19人以下 2,794,000円－(19人－学童数)×30,000円
				1支援単位当たり 学童数 20人以上35人以下 5,117,000円－(36人－学童数)×27,000円
				1支援単位当たり 学童数 36人以上45人以下 5,117,000円
				1支援単位当たり 学童数 46人以上70人以下 5,117,000円－(学童数－45人)×85,000円
				1支援単位当たり 学童数 71人以上 2,917,000円

		条例第10条第2項 本文のとおり放課後 児童支援員（常勤職員に限る。）を2人以上配置し、1支援単位の年間開所日数が250日未満の場合	1支援単位当たり 学童数 19人以下 3,327,000円
		条例第10条第2項 ただし書又は同条第5項のとおり放課後児童支援員及び補助員を配置し、1支援単位の年間開所日数が250日未満の場合	1支援単位当たり 学童数 19人以下 1,881,000円
		条例第10条第2項 ただし書又は同条第5項のとおり放課後児童支援員及び補助員を配置し、1支援単位の年間開所日数が250日未満の場合	1支援単位当たり 学童数 20人以上 3,356,000円
開所日数 加算費	年間 250日 を超える開設 に係る 経費	条例第10条第2項 本文のとおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2人以上配置した場合	1支援単位当たり (年間の1日8時間以上開所している日数-250日)×28,000円
		条例第10条第2項 ただし書又は同条第5項のとおり放課後児童支援員及び補助員を配置した場合	1支援単位当たり (年間の1日8時間以上開所している日数-250日)×21,000円
長時間開所加算費 (平日分)	18時 半を超えて開所することに伴う経費	条例第10条第2項 本文のとおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2人以上配置し、1支援単位の年間開所日数が250日以上の場合	1支援単位当たり 18時半を超える時間の年間平均時間数×720,000円
		条例第10条第2項 ただし書又は同条第5項のとおり放課後児童支援員及び補助員を配置し、1支援単位の年間開所日数が250日以上の場合	1支援単位当たり 18時半を超える時間の年間平均時間数×324,000円

	長時間開所加算費 (長期休暇分)	1日に つき8 時間 を 超えて 開所す ること に伴う 経費	条例第10条第2項 本文のとおり放課後 児童支援員（常勤職 員に限る。）を2人 以上配置し、1支援 単位の年間開所日数 が250日以上の場 合	1支援単位当たり 1日8時間を超える時間の年間平均 時間×324,000円
			条例第10条第2項 ただし書又は同条第 5項のとおり放課後 児童支援員及び補助 員を配置し、1支援 単位の年間開所日数 が250日以上の場 合	1支援単位当たり 1日8時間を超える時間の年間平均 時間×202,000円
	小規模クラ布支援費	児童数 が19 人以下 のクラ ブの運 営に係 る経費		1支援単位当たり 697,000 円
施設支援費	家賃助成費 (平成25年度以 降に新たに実施又 は新たな受け皿の 確保を図ったもの に限る。)	学校敷 地外の 民家・ アパー ト等を 活用し て実施 する場 合に必 要な賃 借料に 係る経 費		1支援単位当たり 施設の賃貸借に要する費用の月額1 0万円を超えた額（10万円限度） ×12箇月
障害児受入推進費	障害児加 算費	障害児 を受け 入れる ための 専任指 導員の 給与等		1支援単位当たり 2,232,0 0円

環境改善支援費	転居等支援費	転居等に係る経費	1 支援単位 1 回当たり 敷金、礼金及び手数料として支払 った額に 3 分の 2 を乗じて得た額 (千円未満切捨て、20万円限度)。
改善支援費	増改築等工事費	工事費等に係る経費	1 支援単位 1 回当たり 工事費等に要する額に 3 分の 2 を 乗じて得た額 (千円未満切捨て、2 00万円限度)。
指導員研修費	放課後児童支援員等養成事業費	神奈川県主催の子育て支援員研修に参加するためには必要な経費	1 人当たり 7,500 円

備考

- 1 学童数は、申請月の初日に入所している学童の人数とする。
- 2 常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後健全育成事業を行う場所ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。
- 3 転居等支援費の交付を受けた団体が、退去時において敷金の返戻が生じたときは、敷金の返戻金額に、転居等に係る経費の総額を市長が補助した額で除して得た割合を乗じた額 (千円未満切捨て) を市長へ返還するものとする。

第1号様式（第5条関係）

放課後児童健全育成事業補助金（学童保育支援費・施設支援費）交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

連 絡 先

年度放課後児童健全育成事業補助金のうち、学童保育支援費・施設支援費の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 支援単位の名称

2 事業の期間 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

3 学 童 数 人（平均利用人数：　　人）

4 指導員の配置 放課後児童指導員：　　人（うち常勤　　人）
　　　　　　　　　　補助員：　　人

5 専用区画面積 m²（平均利用人数に基づいた1人当たりの面積：　　m²）

6 交付申請額 円

7 添 付 書 類

- (1) 団体の規約等
- (2) 役員名簿
- (3) 学童名簿（第2号様式）
- (4) 指導員名簿（第3号様式）
- (5) 保育できないことを証明する書類（就労証明、診断書等）
- (6) 事業計画書
- (7) 収支予算書
- (8) 施設の案内図及び平面図（家具等の配置及び寸法が表示されているもの）
- (9) 施設の賃貸借契約書の写し
- (10) 損害賠償保険の証書の写し

第2号様式（第5条関係）

学童名簿

施設名

第3号様式（第5条関係）

指導員名簿

施設名

氏名	職名 (常勤・ 非常勤)	職務の内容	採用年月日	指導員の資格要件		主な経歴
				資格の内容 (条例第10条第3項の各号)	認定研修の修了	

- 1 職名の欄には、支援員、補助員の別を記載してください。
- 2 資格の欄には、支援員の職員にあっては綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項で定める資格の号を記載してください。
- 3 資格の内容については資格修了を証明するもの及び実務証明書を併せて添付してください。

第4号様式（第5条関係）

放課後児童健全育成事業補助金（障害児受入推進費）交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

連 絡 先

年度放課後児童健全育成事業補助金のうち、障害児受入推進費の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書又は医師、児童相談所等が発行したこれらと同程度の障害を有していると認められる書類の写し
- (2) 障害児を受け入れるための専任指導員名簿（第5号様式）

第5号様式（第5条関係）

専任指導員名簿

施設名

氏名	
住所	
資格	
経歴	
研修の受講歴	
担当学童名	

※ 資格の欄には、綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項で定める資格の号を記載してください。

第6号様式（第5条関係）

放課後児童健全育成事業補助金（環境改善支援費（転居等支援費））交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地

名　　称

代表者氏名

連　絡　先

年度放課後児童健全育成事業補助金のうち、環境改善支援費（転居等支援費）の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額　　円

2 添付書類

- (1) 施設の案内図及び平面図
- (2) 施設の賃貸借契約書の写し
- (3) 敷金、礼金及び手数料に係る領収書の写し

第7号様式（第5条関係）

放課後児童健全育成事業補助金（環境改善支援費（増改築等工事費））交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

連 絡 先

年度放課後児童健全育成事業補助金のうち、環境改善支援費（増改築等工事費）の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 施設の平面図、設計図等
- (2) 見積書又は工事請負契約書等の写し
- (3) 施設の賃貸人の同意書（施設を賃貸借契約している場合）

第8号様式（第5条関係）

放課後児童健全育成事業補助金（指導員研修費）交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地

名　　称

代表者氏名

連　絡　先

年度放課後児童健全育成事業補助金のうち、指導員研修費の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1　研修期間　　年　　月　　日～　　月　　日

2　研修会場

3　受講者人数　　名

4　交付申請額　　円

5　添付書類

（1）研修修了報告書

（2）研修修了を証明する書類の写し

第9号様式（第7条関係）

放課後児童健全育成事業補助金（変更）交付決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

印

年　　月　　日付けで申請がありました　　年度放課後児童健全育成事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助区分及び補助額

<input type="checkbox"/> 学童保育支援費	円
<input type="checkbox"/> 施設支援費	円
<input type="checkbox"/> 障害児受入推進費	円
<input type="checkbox"/> 環境改善支援費	円（ <input type="checkbox"/> 転居等支援費／ <input type="checkbox"/> 増改築等工事費）
<input type="checkbox"/> 指導員研修費	円
計	円

2 補助条件

第10号様式（第9条関係）

放課後児童健全育成事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

連 絡 先

年　　月　　日付けで交付決定を受けた　　年度放課後児童健全育成事業補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更する補助区分

- 学童保育支援費
- 施設支援費
- 障害児受入推進費
- 環境改善支援費（転居等支援費／増改築等工事費）
- 指導員研修費

2 変更の内容

3 変更（中止・廃止）の理由

4 添付書類

第11号様式（第10条関係）

放課後児童健全育成事業補助金実施状況報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

報告者　所　在　地

名　　称

代表者氏名

連　絡　先

年　　月　　日　　付けて交付決定を受けた　　年度放課後児童健全育成
事業補助金のうち、学童保育支援費及び障害児受入推進費に係る第　　四半期の実施
状況を報告します。

添付書類

学童の出席簿

第12号様式（第12条関係）

放課後児童健全育成事業補助金（学童保育支援費・施設支援費・障害児受入推進費）

実績報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

報告者　所　在　地

名　　称

代表者氏名

連　絡　先

年　　月　　日付けで交付決定を受けた　　年度放課後児童健全育成
事業補助金のうち、学童保育支援費・施設支援費及び障害児受入推進費に係る実績を
次のとおり報告します。

1 補助区分及び補助額

<input type="checkbox"/> 学童保育支援費	円
<input type="checkbox"/> 施設支援費	円
<input type="checkbox"/> 障害児受入推進費	円
計	円

2 添付書類

- (1) 事業実績内訳書
- (2) 収支決算書

第13号様式（第12条関係）

放課後兒童健全育成事業補助金（環境改善支援費（增改築等工事費））実績報告書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

報告者 所 在 地

名称

代表者氏名

連絡先

1 補助額 円

2 添付書類

- (1) 増改築等工事に係る領収書の写し
 - (2) 写真（現況及び完成）